



届かぬ手紙を書き続けて 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住一五九六三〇二

<https://twitter.com/AyaseSobanokai>

私が長く面会や文通をしていた、東京拘置所で控訴審を続けていたIさんが、突然控訴を取り下げて一審判決の極刑を受け入れたのは今年の六月でした。それまで彼は無罪をずっと訴えていたのに、青天の霹靂でした。

極刑が確定すると、それまで一日に一人はできた面会はもちろん、手紙のやり取りもできなくなりました。

理由は、極刑確定囚の心情を乱さないためとということですが、徹底的に隔離して孤立化させることが穏やかな心で刑を、受け入れられるようになるなどはできないと私は思います。

この日本では、裁判で刑が確定した者は、かつては親族以外の面会や文通はできませんでしたが、二〇〇七年の法改正によって親族以外でも条件付きで認められるようになりました。これは死刑確定者・受刑者にとって画期的な変化ではありましたが、血のつながらない関係者が、交通権を持てるまでにはまだまだハードルが高く、長い時間が必要になります。

今は親族と言えども、社会的な軋轢^{あつれき}などがあり、面会や文通を拒否することが常になっていきます。比較的、つながりを求める両親や夫妻は、高齢や病気を抱える率が高く、面会を希望しても思うように動けなくなっているのが事実です。

支えになる人の存在がない中で、人は罪を省みて心を改めることや、更生はできないのではないかと私は考えます。

交通権が全くなく、孤立化した中で獄中にいた人の再犯率は高く、刑期を終えて社会に出ても受け入れられないのは、外部からの関係を断たれたことでの絶望感も原因しています。

獄中で自分を見つめ直して、内省ができて更生に向かう人もいるかもしれませんが、多くは人とのつながりや関係を断たれた中では、更生するための言葉を喪失したままになってしまいます。

その言葉を生かすためにも、外部との交通権は必要だと感じます。

今の私はIさんとの交通権は許されていないです。

Iさんからは、「交通権を申請してもいいですか？」と言われ、二つ返事で認めたのですが拘置所からは認可されることはまだ遠いです。

申請したというIさんの話ですが、交通権を認める審査が開かれているかは全くわかりません。Iさんが私との交通を求めている以上、私も拘置所に対してただ待つのでなく、要求し続けていこうと思います。それは獄中・獄外の双方にとって今や法的に認められた権利であり、他の獄中者にとっても有益だからです。

今は返事のない手紙を書き続けるしか方法はありません。それでも私は書き続ける気持ちです。言葉をつなげ続けることに、何か大きな意味があるのではないかと私は信じているからです。

私は交通権が許される日が必ず近くあると信じています。(S・Y)